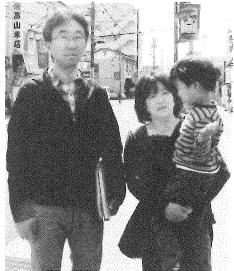


「鈴木事件」

(東京都)

ずさんな警察捜査、 デタラメな検察の対応… このまま真実は 闇に葬られてしまうのか



事故現場に立つ鈴木さん
夫妻と6歳下の弟。

取材・文◎柳原三佳 (やなぎはらみか)

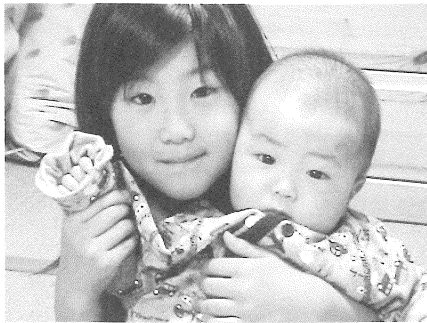
東京都青梅市に住む鈴木健二さん(47)は、小学生になつたばかりの長女・幸子ちゃん(当時7歳)を大型バイクとの衝突事故で失った遺族だ。そんな鈴木さんのもとに、東京地検八王子支部から、被疑者が「不起訴処分」になったことを伝える書面が送付されたのは、事故から1年後のことだった。ところが、あるうことか、「被疑者」として記されていたのは、父親の鈴木健二さんと一字違いの「鈴木健一」。さらに、鈴木さんが提出した証状等は行方不明になり、目撃者の証言もことごとく捻じ曲げられてしまったというのだ。「検察は本当に被害者の側に立って」捜査をしたのか? なぜ、これだけ具体的な証拠がありながら、娘の「飛び出し」として、一方的に処理されてしまうのか……亡き娘の名誉のために、事故の真実を求めて闘ってきた父親の5年間を振り返った。

「娘の幸子は、道路を横断するとき、人一倍慎重な子でした。実は、事故の半年ほど前に妻の実弟が交通事故に遭って即死しており、娘はかなりのショックを受けていたんです。さらにその後、私の会社の同僚の子供さんも交通事故で亡くなっていました。そんなこともあって、娘はその頃、口癖のように「ねえ、パパー、青信号の横断歩道でも……」

「娘の幸子は、道路を横断するとき、人一倍慎重な子でした。実は、事故の半年ほど前に妻の実弟が交通事故に遭って即死しており、娘はかなりのショックを受けていたんです。さらにその後、私の会社の同僚の子供さんも交通事故で亡くなっていました。そんなこともあって、娘はその頃、口癖のように「ねえ、パパー、青信号の横断歩道でも……」

注意しないとだめだよ、向うから飛び込んでくるんだよ」と言っていて、いつも私の手を強く握りしめて横断していました。それだけに、事故直後、警察から「事故の原因は娘さんの飛び出しにある」と言われたときは、信じられませんでした……」

鈴木健二さんは静かな口調でそう語りながら、事故現場となった小さな交差点を見つめた。



事故発生

事故が起こったのは、200

弟をかわいがる生前の幸子ちゃん。

「R東青梅駅から徒歩数分の場所にある、片側一車線の旧青梅街道。健二さんの横に佇む妻の章恵さんは、幸子ちゃんがかわいがっていた6歳下の長男の手をしっかりと握りながら、「事故からもうすぐ5年が経ちます。でも、私は今も、ここへ来るのが怖いです……」

4年10月22日午後3時頃のことだった。父親の健二さんは辛い記憶を、昨日のことのように振り返る。

「あの日は偶然、仕事が休みでした。3時過ぎ、娘がバイクにはねられた、という知らせを受けました。私は人があんなに苦しむ姿を、今まで見たことがありません。でも、それが私の娘だったのです。本当に、身を引けず裂かれる思いでした。すぐに担当医から説明があり、非常に危険な状態であることが告げられました。出血性ショックで、1分1秒を争うとのこと。足の骨は折れ曲がり、内臓は破裂し、肋骨3本は折れて肺に損傷を与え、あごの骨も折れています。左目は潰れ、脳にも損傷の可能性があるとのことでした。そし

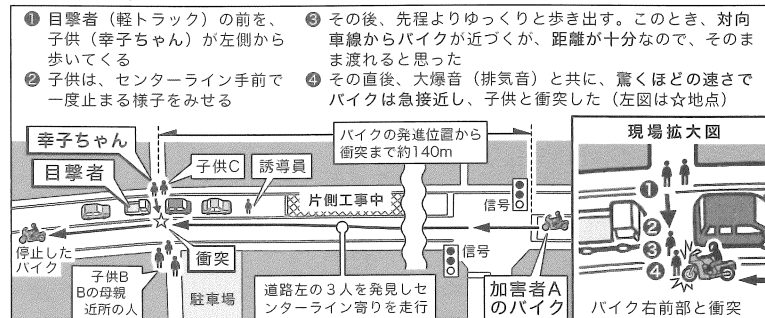
て、担当医の説明後まもなく、娘の心臓は3回停止したのです。それでも、幸子ちゃんはまだとか蘇生し、午後5時頃から内臓を一部摘出するための緊急手術が始まった。

事故についての詳しい状況は、まもなく病院に駆け付けてくれた友達Cちゃんとその母親から聞くことができた。

放課後、すぐ近くにある児童公園で遊んでいた鈴木幸子ちゃん(当時7歳、小1)は、友達Cの妹が幼稚園バスで帰ってくるのを一緒に迎える行こうと、旧青梅街道を横断しようとしていた。(下・見取り図参照)

この日、現場交差点付近は工事区間で片側通行だったため、警備員の誘導に従って、まず、友達Cちゃんと母親が横断。幸子ちゃんも続いて横断を開始し、いったんセンターライン付近で一度止まって道路の状況を確認し、そして少し歩き始めた。そのとき、工事区間にもかかわ

判決(民事)で認められた事故状況



図面◎吉岡昌諒

らず、左側からかなりのスピードで加速してきた大型バイクが、幸子ちゃんの身体に衝突し、

やなぎはらみか◎ノンフィクション作家。交通事故、司法問題をテーマに各誌で執筆。著書に『焼かれる前・語れ』(WAVE出版)、『これいのか自動車保険』(朝日新聞社)、『死因不明』(講談社)、『交通事故被害者は二度立かされる』(リベラ出版)、『自動車保険の落とし穴』(朝日新聞)など多数。

一瞬のうちに幸子ちゃんの身体は視界から消えたというのだ。

ところが、Cちゃんのお母さんからその話を聞いた直後、病院にやってきた警視庁青梅警察署の警察官は、手術室の前で待つ鈴村さんに断定口調でこう言ったという。

「事故の原因は、おたくの娘さんが車の間から急に飛び出したことにある。センターラインから15メートルのところでひかれていたので、バイクはよけることができなかつたんですよ」

鈴村さんは語る。

「私はそのとき、パニック状態で何も考えることができませんでしたが、とっさに、『事故現場にいたお友達やお母さんから聞いた状況と違うので、もっとよく調べてください』と頼みましました。しかし、警察はその言葉をまったく受け入れようとはしませんでした」

その夜のうちに2回目の緊急カテーテル手術が行われた。し

かし、鈴村さん夫妻の祈りもむなししく、翌23日午後8時過ぎ、幸子ちゃんは息を引き取った。「娘の頬には、血で真っ赤に染まった涙が、次から次へと伝っていました。どれほど生き続けたくったことでしょう、無念だったことでしょう……」

遺族を怒鳴りつけた警察

葬儀の翌日10月27日、警察官の言葉に納得できなかった鈴村さんは、何かに突き動かされるように、事故現場へと足を運んだ。そして、一緒にいた友達のCちゃんとその母親に、改めて詳しく当時の様子を聞いた。

「夜には、もう一人の目撃者であるBちゃんにも話を聞くことができました。彼らの証言はいずれも、『幸子ちゃんはセンターライン付近でバイクに衝突された』というもので、警察から聞いた「車間からの急な飛び出

し。センターラインから15メートル進んだところでぶつかった」という説明とは大きく食い違っていたのです」

「このままでは真実が曲げられてしまふ……」

そんな不安を抱いた鈴村さんは、翌28日、早速青梅署へと出向き、

「目撃者立ち会いで実況見分調書を作ってください」と依頼した。警察が目撃者に事情を聴いたり、現場検証を行った形跡が全くなかつたからだ。

した。しかし、警察は、机を何度も叩きながら、「娘さんの過失割合が不利になつてもいいのか！ そんなに生意気なことを言つてると、不利な状況にするぞー」と、私を怒鳴りつけたのです。本当にショックでした。テレビドラマさながらの、まさに「容疑者 扱いでした」

検察で強引に取られた「遺族調書」

この事件が検察庁に送致されたという連絡が入つたのは、事故から約7ヶ月後、2005年5月1日のことだった。

検察庁のWEBサイトには、次の一文が掲載されている。

『犯罪によつて傷ついた被害者の方に対しては適切なサポートが必要な場合が少なくありません。検察庁では、被害者の方からの相談に応じたり、事件の処分結果をお知らせするなど、被害者の方の保護と支援に努力し

ています。』

鈴村さんは、検察官こそ遺族の訴えを聞き入れ、適正な捜査を行つてくれるものと信じ、すぐさま八王子支部の担当副検事と面談。警察が事故直後から「子供の飛び出し」と決めつけており、初動捜査がいかに偏つたものであつたかを必死で説明した。

しかし、検察への期待は見事に裏切られた。

「副検事は私の味方どころか、警察と同じで、とにかく加害者を不起訴にするという方針を絶対に曲げたくないようでした。そして、『すべての目撃者が娘さんの飛び出しと証言しているんですよ、飛び出しは法律で不起訴と決められている。不起訴処分はやむを得ない』と力説し、『私はこの道のプロだ！』と繰り返しました」

友達やその母親から直接話を聞いていた鈴村さんは、すべての目撃者が「飛び出し」という

証言をしているはずがないと確信していた。しかし、それを確認したくても、調書などの捜査資料は一切見ることができない。刑事訴訟法47条で、「刑事記録は公判前に公にしてはならない」と定められているからだ。「この日、私は検察庁で約4時間粘りました。でも最後には、『無念ではあります、不起訴もやむを得ない……』といった内容の遺族調書を強引に作られ、署名押印を求められたのです。個人では大きな権力にまつたく歯が立たないのか……。その無念さと、娘に申し訳ないの思いで、さすがにその夜は、妻と二人、泣き明かしました」

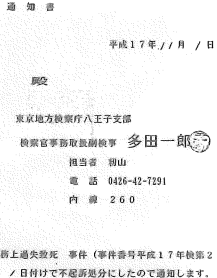
被疑者の名前が被害者の父親の名に？

鈴村さんのもとに、東京地検八王子支部から一通の「通知書」が届いたのは、事故から約1年後、副検事とのやり取りが繰り返

返された直後のことだった。

この文書(左)は、業務上過失致死で送検されていた被疑者A(事故当時29歳)が不起訴処分になつたことを、被害者遺族に伝えるために送付されたものだったが、それを読んだ鈴村さんは、抑えようのない怒りで身体が震えたという。

「なんと被疑者の名前が、私と一字違いの『鈴木健一』になつていたので。これでは、父親



被疑者の名前と被害者の名前を間違えた検察からの通知書。

の私が娘の命を奪つたことになるじゃありませんか……」

検察庁が、被疑者の名前を間違えるなど、論外である。

検察が犯したミスはそれだけではなかつた。鈴村さんは強い口調でこう続けた。

「私は事故時の目撃者らの位置関係を示した自作の現場見取り図をフロッピーディスクに保存し、05年6月、検察庁に送付していました。ところが、不起訴通知とほぼ同時に返送されてきたそれは、私が提出した黒色のフロッピーではなく黄色だったので、すぐに中のデータを確認してみると、なんと、そこにはまったく別の事件の破損したスクーターやヘルメットの写真が入っていたのです」

このとき同封されていた10月31日付の書面(P.60)も酷いものだった。

『ありがとうございしました』という、およそ公文書とは思えない誤字のほか、さらに深刻なの

は、鈴木さんがフロッピーと一緒に提出していた「上申書」までもが、まったく別のものになり変わっていたことだ。

この書面には、「同封の「前略、平成17年8月11日」で始まる文書は、同封の写真とともに記録に編綴させてもらいました」と記されている。ところが、鈴木さんによると、この文書自体日付からして本件とはまったく無関係のものだというのだ。

「これまでくると、ただの“間違い”では済まされません。検察庁からはいまだに訂正文も届かず、私が提出したフロッピーやビデオテープも行方不明のままです。証拠の管理すらできず、被疑者の名前まで間違えた検察。そもそも、他の事件の書類や写真が混ざっているような皆さんの記録で、死亡事故の刑事処分が下されてしまっただけでいいのでしょうか……」

なぜ証拠を精査することもな

く不起訴が確定してしまうのか、再捜査はしないのか……。鈴木さんはその理由を検察官に尋ねようとしたが、検察からは「不起訴理由は法律で教えられないことになってるので、面会するつもりもない」というそっけない回答が返ってくるだけだった。

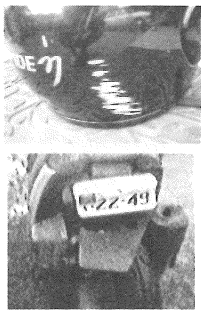
警察捜査を否定した民事判決

一方、独自に調査を重ねた鈴木さんは、裁判の中で真実を明らかにしようと決意し、2006年、加害者を相手に民事裁判を起こした。

「事故当時、現場にはBちゃん、Cちゃん親子、誘導員、停止中だった車が2台、軽自動車がい

わずかな情報を手掛かりに、役所で住民台帳を片っ端から調べ、ようやく目撃者の方々に会うことができたのです」

鈴木さんの執念の調査が実を



捜査官からの証言画像の一部(他人の撮影)

命 村 健 二 勇 助
平成17年8月25日に鈴木さんから郵送していただいた、フロッピーディスクを返送いたします。
ありがとうございます。
なお、同封の「前略、平成17年8月11日」で始まる文書は、同封の写真と共に記録に編綴させていただきます。
他人の言葉

「ありがとうございます」という誤字が検察のいい加減さを物語る。

結び、軽自動車の中から衝突の瞬間を見ていた目撃者と、誘導員の男性が民事裁判に証人として出廷。証人尋問では、「子供の急な飛び出しではなかった」

「実況見分調書の現場見取り図に記載された衝突地点やバイクの停止位置は、事実とまったく違う(停止距離を短くしている)」「警察官に誘導され、バイクのスピードは40キロメートルくらい」と、自分の意思と反する証言をさせられた

など、事故直後の警察による恣意的な捜査の実態が、次々と明らかされたのだ。

鈴木さんは語る。

「なんと、担当副検事は目撃者の方々に、私たちのことについて『遺族感情が著しくしてつこく、頭が少しおかしくなっているんじゃないの?』とまで言っていたそうです。今振り返れば、副検事は私たちにも虚偽の事実を平気で伝え、納得させようと

していたんです。もう、何も信じられなくなっていました……」

しかし、民事裁判では目撃者によるこうした証言が、裁判官の判断に大きな影響を与えた。

提訴から2年後の2008年1月、東京地裁八王子支部は、警察や検察の捜査結果を真つ向から否定し、加害者の過失を9割と認定。事故状況についても、以下のように予想以上に踏み込んだ内容の判決を下した。(※傍線は筆者)

「本件事故の衝突地点については、警察官作成の各実況見分調書(証拠番号略)では、いずれも道路中心線から14ないし15メートル被告進行車線寄りとされているが、証人(略)及び同(略)はいずれも警察官からその位置を確認された事実を否定しており、衝突地点にブレキ痕、破片その他衝突の痕跡があったことを認めるべき証拠がなく、衝

突地点が後になって約4メートル東方に変更されていることからすると、上記各実況見分調書の衝突地点は明確な裏付けなしに被告の指示のみによって確定したのではないかと疑いがあり、ただちに信用できないといわざるをえない。そして、幸子の転倒地点は幸子の血液付着の状況(証拠番号略)からして道路中心線付近であることは動かし難く、他方、(中略)証人(略)の証言内容や幸子と被告車両との衝突の状況、さらに被告車両が転倒することなく直進停止していることを総合すると、幸子は飛び出したのではなく歩行状態で道路中心線を越えて2、3歩進んだあたりで左側から走行してきた被告車両に衝突されたものと認めるのが相当である。」

「その当時における被告の速度(については(中略))、証人(略)及び同(略)の各証言内容や幸子及び被告車両の衝突後

の状況等を併せ考えると、被告は幸子を発見(した)時点において時速50キロメートルをかなり超過した速度で運転していたことが窺われる。」

「(前略)当時注視していれば道路両側に幸子を含む児童が向き合っているのを認め得たのであるから、被告としては減速した上前方左右の注視を怠つてはならない義務があったにもかかわらずその義務を怠り、制限速度を超過しかなりの高速で道路中心線近くを進行した過失があり、その過失の程度は重いとすべきである。」

鈴木さんは語る。

「幸子の飛び出しではない、被告の過失の程度は重い、と断じた判決内容に、私どももやっと安堵することができました。娘の過失に割にはやや不満の残る部分もあったのですが、それでも十分に、闘いに勝ったと実感

できる内容でした」

事故の状況が、民事判決の事実認定通りであれば、加害者は起訴されるべきではないか……。

そう考えた鈴木さんは、検察審査会に不起訴処分に対する不服申し立てを行ったが、同年10月、「不起訴相当」の議決が下された。議決書には、

「検察官がした不起訴処分の裁定を不相当と判断できる事情が発見できないので、上記趣旨のとおり決議する。」

という理由が書かれていた。

しかし、冷静に考えてみれば、検察審査会で審査にあたった11名の一般市民が審査の資料にしたのは、警察や検察が作成した刑事記録だ。それが「幸子ちゃんの飛び出し」を前提に作られたものであったとすれば、不起訴相当と判断されても、ある意味、当然の結果だと言えるのかもしれない。

報道前後の検察の 慌ただしい動き

時効が半年後に迫った2000年6月、私はこの事件を「週刊現代」(6/6号)で記事にした。タイトルは、「東京地検が闇に葬った7歳少女死亡事故」。このときの取材に対して、東京地検、法務省はいずれも、「個別事案にはお答えできない」というお決まりの回答を寄せてきた。鈴木さんによると、この記事の取材を始めた頃、つまり掲載の数か月前から、検察の動きがにわか慌ただしくなったのだという。

「4月2日、正検事より八王子支部に来て欲しいと連絡が入りました。検事は『幸子さんが飛び出したとは、検察庁としては断定していい』と、検察庁としては断定していいことはご理解頂きたい。副検事が飛び出しと断定した口調でお話した事に対しては、深くお詫び申し上げます」と謝罪されました。また、私どもの提出したフロ

ッビデオディスクとビデオテープ(VHS)はまだ見つかっていないので、今後引き続き調査することでした」

「被疑者・鈴木健一」の件についても、このとき正検事から謝罪があったというが、鈴木さんは、「あなたに謝罪されても納得はいきません」そうはつきり伝えたという。

「私は、民事の判決からも、警察、検察のずさん捜査は明らかであり、再捜査することは当然のことだと迫りましたが、『再捜査は刑事裁判で99%有罪に持ち込めると判断できた時点で行います』と平行線のままでした。さらに検事は、『刑事裁判では、疑わしきは被告の利益に、とのことで、起訴することは難しい。再捜査ではないが目撃者の方々から事情聴取はする』と告げました」

その言葉通り、検察は5月に入ってから、目撃者全員に電話をかけ、順番に検察庁に呼び出

した。いったん不起訴になった事件で、「再捜査ではない」と言いながら、なぜこのような行動をとったのか……。

そんな中、時効の日(2000年10月22日)は刻々と迫っていた。「民事と刑事は別」とはいうものの、東京地裁は警察捜査のずさんさを、証拠写真や第三者である目撃者の証言などをもとに明確に指摘し、加害者の過失が重いことを認めている。そして、加害者側も控訴はせず、判決は確定している。それなのに、検察は警察の作成した調書の矛盾を再検証しようとしていないのか……。

7月4日、鈴木さんは再び検察庁に呼び出された。「何やら検察庁は、相当焦っているようでした。その日は新たに、正検事の上司である副部長も加わって話をしました。私たちは、今までの警察、検察の矛盾に満ちた捜査について、一つ一つ説明していきました。する

と、副部長は「わかりました。再捜査することとします」と宣言したのです。しかし、すぐにこう付け加えました。「言葉は悪いですが、再捜査するからと言ってあまり期待しないで下さい。再捜査の結果、やはり、不起訴処分が妥当との結果も充分考えられますので……」最初から、不起訴前提のような言葉に、大きな不安がよぎりました」

7月6日、どうしても不安を拭いきれない鈴木さんは、再び検察庁に連絡を入れた。「私はこう要求しました。『今までに送られてきた通知書は酷いもので、いまだに訂正文も送られて来ません、早急に正式な不起訴撤回通知を送って欲しい』すると検事は、『今までにこのような事例はほとんどありません。お気持ちはわかりますが、即答はできません。とりあえず上司に申し伝えます』と、それけない返答をしてくれました。どうしても納得できないので、さ

らに、『現場検証はしてくれないのですか？ あの様ないい加減な実況見分見取り図では困ります！』と問い詰めると『現場検証の予定はない』というのです。ようするに、4人の目撃者からは一応話も聞いたことだし、検察庁としては形式的に、一定の再調査はした、ということとで済ませるつもりだったのだでしょう」

鈴木さんのそんな予感の的になりました。

再びの不起訴決定

8月5日、自宅に被疑者の不起訴処分を伝える通知書が届いたのだ。

以下は、8月29日に鈴木さんから私に届いたメールである。「本日検察庁に行ってきました。目的は加害者の不起訴処分についての説明を求めためです。冷静に対応しようと思っていま

したが、激しいやりとりになっ

てしまいました。結果的に、検察の再捜査は、かたちだけで全く話しにならないものでした。私は、遺族調書を閲覧させてほしいと、強く求めましたが、『法律で見せられないことになっている』の一点張りです。納得がいきませんでした。なぜ自分の調書を見ることすらできないのでしょうか？ よほどまずい事があるのでしょうか？」

折しも、世間は酒井法子の覚醒剤逮捕騒動の報道一色。毎日のように、酒井夫婦の供述内容がリークされ、マスコミを賑わしていた頃だった。芸能人ということもあつてか、被疑者の供述内容があれほど赤裸々に公開されているのに、なぜ遺族本人が、自身の調書を確認することすら許されないのか……。鈴木さんのこのメールを読みながら、大きな疑問を感じざるを得なかった。鈴木さんのメールはさらに続いた。

「不起訴理由に関しては、簡単

に言うところ「加害者は子供の飛び出しを主張している、それを否定するだけの証言が得られなかった」とのことです。証言が得られなかったと言いか、飛び出しではなかった、という複数の証言をあえて阻止した、という感じがします。実は、今回検察に呼び出された目撃者の方々は、みなさん調書を取られながらも、署名、捺印を拒否したそうです。そのことに関して検事に聞いただしてみると、突然しどろもどろになり、答えになっていませんでした」

この時点で、時効まで2カ月を切っていたが、鈴木さんは再度、検察審査会に、「不起訴不当申立」をおこなった。

「私たち夫婦は、最愛の娘を亡くした悲しみに加え、警察・検察の不当な捜査に苦しめられ、絶望の淵まで追いつめられました。今はどうにか理性で持ちこたえている状態です。時効まであとわずかですが、検察審査会

には、刑事記録の身を精査し、もう一度適正な審査を行って、真実に基づいた正しい判断を下してほしいと望んでいます」

しかし、10月3日、またしても「不起訴相当」の審査結果が鈴木さんのもとに。

鈴木さんは語る。「被害者遺族の味方であるはずの検察に、私たちはなぜここまで、敵対し、憎しみを抱かなくてはならないのでしょうか？ 真実を置き去りにしたまま、身を守ることで必死な検察、正義を捨ててしまった検察に対し、心底憤りを感じます。時効は5年ですが、私たち遺族には時効など関係ないのです」。

鈴木さん夫妻は今、国賠訴訟を検討しているという。裁判を起すことで、まずは事故の記録を入手し、隅々まで目を通したい、そう考えているからだ。「こんなずさんな捜査がまかり通ることは、決して許されるものではありません」